

姫路市市民活動・協働推進事業計画検討懇話会の会議の

傍聴について

この懇話会の会議は、「姫路市附属機関等の会議の公開に関する指針」に基づき公開とされますので、会議が非公開とされたときを除き、どなたでも傍聴できます。

なお、この懇話会では、会場準備の都合等により傍聴する方の人数をあらかじめ決めていきます。

この会議の傍聴要領は概ね次のとおりです。

- (1) 傍聴者の定員は5名とします。(先着順)
- (2) 傍聴を希望する方は、会議の当日、開会予定時刻の30分前から受付で住所、氏名を受付簿に記入し、傍聴証を受けとってください。
- (3) 会議の開会後の入場はできません。
- (4) 報道関係の方は、定員にかかわらず傍聴できますので、受付で所属、所在地、氏名を受付簿に記入し、入場してください。
- (5) 会場内での写真の撮影や録音等は、控えてください。
- (6) 静穏に傍聴し、公正で円滑な会議の進行にご協力をお願いします。
- (7) 会議の運営に支障がある場合には、非公開とすることがあります。